

東大阪市教育委員会令和元年6月定例会

1 日 時 令和元年6月17日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時22分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

(出席補助説明員)

学校教育推進室次長	西 野 要
-----------	-------

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和元年6月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は堤教育長職務代理者をお願いいたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第30号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第5「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。それでは、ここでお諮りいたします。日程第5 報告第5号中「臨時代理第14号 市立幼稚園教職員（管理職）退職の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、あらかじめ非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。日程第1「議案第30号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正に伴い、保護者から徴収する共済掛金の額を変更するため、独立行政法人に本スポーツ振興センターに関する規則について、所要の改正を行うものでございます。

日程第2「議案第31号 東大阪市いじめ問題専門委員会委員委嘱の件」につきましては、現委員のうち3名の任期が令和元年6月30日に満了するため、引き続き3名の委員に対して、委嘱を行うものでございます。委嘱期間は、令和元年7月1日から令和3年6月30日まででございます。参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第3「議案第32号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立青少年センター運営委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間は令和元年7月1日から令和3年6月30日まででございます。

続きまして、日程第4「議案第33号 東大阪市立長瀬青少年運動広場運営委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立青少年運動広場運営委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、東大阪市立荒本青少年運動広場運営委員会委員6名を委嘱及び

任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日まででございます。

続きまして、日程第5「報告第5号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

「臨時代理第15号 令和元年第2回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和元年第2回定例会提出議案につきまして、6月3日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料3ページからの「平成30年度東大阪市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」につきましては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することとした事業及び繰越額の報告でございます。うち、教育費につきましては、教職員人事給与事務システム経費で80万円、小学校建設事業で16億5,685万4,362円、中学校建設事業で3,740万円、幼稚園整備事業で3,332万8,800円、河内寺廃寺跡史跡公園整備事業で6,859万200円、青少年運動広場整備事業で4,731万7,480円の繰越となります。続きまして、資料6ページからの「東大阪市国民保護計画の一部変更報告の件」につきましては、同計画のうち、非常変災時の役割等について、一部変更したものの報告でございます。続きまして、資料9ページからの「市長専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。続きまして、資料11ページからの「東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件」につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、その給与等に関する条件等を定める条例を制定するものでございます。続きまして、資料22ページからの「職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件」につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例の規定について整備を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。続きまして、資料69ページからの「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正により放課後児童支援員の資格要件となる研修の実施者に指定都市の長を加えられたことから、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について所要の改正を行うものでございます。続きまして、資料73ページからの「東大阪市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、令和2年度から幼保連携型認定こども園孔舎衙こども園と、幼稚園型認定こども園岩田こども園が開園するにあたり、所要の改正を行うものでございます。続きまして、資料78ページからの「東大阪市花園ラグビー場条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、東大阪市花園ラグビー場の運営について指定管理者制度を導入するにあたり、所要の改正を行うものでございます。続きまして、資料の85ページからの「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第2回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億735万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,070億8,900万8千円としたものの報告でございます。なお、このうち教育費につ

きましては、小学校費として、給食調理施設の機器修理費を900万円減額するもので、これにより補正後の教育費は136億7,101万円となります。また、前述の給食調理施設の機器を更新する費用として令和2年度までの債務負担行為の限度額を1億5,900万円から2億400万円に増額するものです。続きまして、資料93ページからの「調停の件」につきましては、小学校において体育の授業中に発生した事故事案について、損害賠償を請求する調停が申し立てられ、協議が整ったため調停を成立させるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第30号」から日程第5 報告第5号中「臨時代理第15号」までの案件の内、日程第5 報告第5号中「臨時代理第14号」を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第30号」から日程第5 報告第5号中「臨時代理第15号」までの案件の内、日程第5 報告第5号中「臨時代理第14号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第30号」から日程第5 報告第5号中「臨時代理第15号」までの案件の内、日程第5 報告第5号中「臨時代理第14号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

- ・感謝状
- | | |
|------|----|
| 教職員課 | 1件 |
|------|----|
- ・後援名義
- | | |
|-------|----|
| 教育政策室 | 5件 |
|-------|----|

学校教育推進室	4 件
社会教育課	1 件
青少年スポーツ室	10 件
文化財課	3 件
社会教育センター	1 件

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、これから審議を行う日程第5 報告第5号中「臨時代理第14号 市立幼稚園教職員（管理職）退職の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、非公開審議の件については、学校教育部にかかる案件ですので、教育次長、教育監、学校教育部長、学校教育部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

～非公開審議～

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和元年7月定例会につきましては、令和元年7月8日（月）午後2時 開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもちまして、令和元年6月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会教育長職務代理者	堤 晶 子